

令和7年4月11日

真鶴貴船神社境内に生育する マナズルザクラについての調査報告書



真鶴町

■ はじめに

令和5年3月の真鶴町議会において、町議員より『真鶴の名を冠する桜、マナヅルザクラが町内にいくつ自生しているのか、今後保護、活用をしていく考えがあるのか』と真鶴町に質問があった。しかし、真鶴町にマナヅルザクラがどれだけ自生しているかは把握できておらず、貴船神社の境内で自生している桜が本当にマナヅルザクラなのか、マナヅルザクラだとしても発見当時の原木であるかは不明であり、真鶴町が今後マナヅルザクラを保護していくためにも明らかにする必要があった。そのため、真鶴町から神奈川県立生命の星・地球博物館の大西主任学芸員に対して調査の実施方法の相談、報告書の作成の協力を依頼し、マナヅルザクラの調査を実施した。

■ 調査の目的

現在貴船神社（真鶴町真鶴1117）境内に生育する「真鶴桜」と思われるサクラが、1961年に真鶴町を産地として記載された「マナヅルザクラ」と同一種であるのかを明らかにし、「マナヅルザクラ」の基準産地である真鶴町における「マナヅルザクラ」の保全と、地域振興に資することが、本調査の目的である。

■ 調査の内容

経緯

上記目的のため、令和5年初頭に真鶴町政策推進課の矢部課長より、報告者がマナヅルザクラ鑑定への協力の依頼を受け、レファレンス業務の一環として調査と協力を実施した。

記載と分類学的位置

マナヅルザクラ *Pururus incisa* Thunb. var. *manadzuruensis* T.Kawasaki

in Kawasaki (1961) *Prunus* (Sargentiella) of Manadzuru, Prov. Sagami (2). JJB, 36(5) p171.

真鶴の名を冠する「マナヅルザクラ」は、1961年に川崎哲也によって記載されたサクラ類の一変種である（川崎哲也 1961）。原記載において川崎は、「マナヅルザクラ」をマメザクラとヤマザクラ系統の他種との雑種由来と推定したが、分類操作上はマメザクラ（*P. incisa*）の変種とした（川崎哲也 1961）。母種とされたマメザクラは富士山・箱根地域周辺と、伊豆半島、房総半島に分布するサクラの一種で、神奈川県では県西部の山地（丹沢・箱根）を中心として山麓まで生育が見られ、真鶴半島でも記録がある（神奈川県植物誌調査会 2018）。

貴船神社境内の「真鶴桜」

川崎（1961）においては、「マナヅルザクラ」は『貴船神社境内に栽植されている』とし、

同時に神社のものを「大木」と称している。一方、2024年現在、貴船神社において「真鶴桜」とされるサクラ類の木（以下、「貴船神社の真鶴桜」）は、ただ1本が確認されるのみであるが、少なくとも現在生育している樹幹は、10 m程度（急斜面に斜めに生育しているため、樹高ではなく根元から頂部までの長さ）、胸高径にして30 cm程度であり、一般に大木 とされるような大きさではない。そのため、同じ木が60年前に大木として存在していたと は考えにくい。そのため、現在貴船神社において「真鶴桜」とされる木は、川崎（1961）に おいて『貴船神社境内に栽植されている』とされた「マナズルザクラ」とは同一の木ではない可能性があった。

原記載との形態比較

貴船神社の真鶴桜の花やその枝葉を、川崎（1961）の「マナズルザクラ」の記載文に示されるその形態的特徴と比較したところ、多くの点で一致が見られるものの、一部に相違がある点も見られ、形態比較において「マナズルザクラ」と同定するには至らなかった。ただし、形態的に原記載の図と一致しない特徴は、サクラ類の中でも変異のある形質であることから、雑種由来とされる「マナズルザクラ」では、形質にばらつきがあることも考えられ、「マナズルザクラ」ではないと判断される根拠にも乏しい。このため、貴船神社境内の「真鶴桜」と目されるサクラの素性は明らかでなかった（大西未発表）。なお、マナズルザクラを含むサクラ類は国内に190品種以上が知られており、そもそも比較検討すべき対象の数が多いこと、またサクラ類は容易に雑種を形成し、雑種や雑種由来の品種では、しばしばその形態が一定しないことから、形態的特徴の傾向からある程度の品種もしくは品種群の判別は可能であっても、形態から品種を確実に区別することは困難である。

ゲノム配列の比較に基づくクローン鑑定

このような事情の下で、2023年現在、貴船神社の真鶴桜（真鶴桜1）と、全国各地の植物園等の施設で育成されている「真鶴桜」（真鶴桜2～4）について、森林総合研究所にゲノム配列の比較に基づくクローン鑑定を依頼した。森林総合研究所では、サクラ栽培品種約200品種を識別可能な手法（マイクロサテライトマーカー）を開発しており、この手法によって複数のサクラの木が同一のクローンか否かを鑑定することができる（別紙鑑定書参照）。比較対象としたものは、真鶴桜1（貴船神社境内）、真鶴桜2（高知県立牧野植物園）、真鶴桜3（練馬区立牧野記念庭園）、真鶴桜4（埼玉県花と緑の振興センター）の4施設、各1個体の葉1枚を供試した。供試品には川崎哲也氏が真鶴より採取して増殖させたものを継承した公益財団法人日本花の会から割譲されたとの来歴が明らかな個体（真鶴桜2）を含めた。

鑑定結果は別紙鑑定書の通りであった。貴船神社に生育する「真鶴桜1」は、「真鶴桜2」、「真鶴桜3」と同一のクローンであることが示された。一方、「真鶴桜4」は、すべての遺伝子座で「真鶴桜1～3」と一致せず、これらと遺伝的には明らかに背景を異にする結果が示された。

鑑定書の結果より、「マナズルザクラ」の記載者である川崎哲也氏が真鶴より採取した個体由来との来歴が明らかな「真鶴桜2」と貴船神社に生育する「真鶴桜1」がクローンであった

ことから、これらは同一個体由来と考えられた。すなわち、ゲノム配列の比較に基づくクローン鑑定によって、貴船神社の真鶴桜は、川崎哲也氏が記載した「マナズルザクラ」と同一であることが示された。

また、『真鶴桜』として集めた各地のサクラに、川崎哲也氏が記載した「マナズルザクラ」とは同一のクローンではないものが含まれていたことが明らかになった。

クローン鑑定に用いた、各地の真鶴桜の形態比較

川崎（1961）の記載文において、マナズルザクラの小花梗、萼筒、萼片には、まばらに毛が生えている（"sparsim patente pilosi"）と記述されている。この点について、今回提供された各地の真鶴桜の標本を詳細な観察にもとづいて比較すると、真鶴桜1、真鶴桜2、真鶴桜3は、いずれも、ごくわずかに毛が散生するか、ほぼ無毛である。一方、真鶴桜3は小花梗と萼筒基部、托葉に毛が密生し、萼裂片に毛が散生する。したがって、花期における小花梗、萼筒、萼片と托葉の毛の性状によって、真鶴桜1、真鶴桜2、真鶴桜3と、真鶴桜4とは、形態で区別することが可能である。

今回比較した花時標本、成葉標本においては、各地の真鶴桜の間で、これ以外の点では明瞭な形態上の差異は見いだせなかった。なお、真鶴桜4は、今回の調査では花期の標本のみ提供を受けることができ、成葉の標本は得られなかった。

■ 総論・まとめ

貴船神社の真鶴桜は、川崎哲也氏が発表した「マナズルザクラ」と同一種のサクラである。クローン鑑定および形態比較の結果から、現在、真鶴町貴船神社境内に生育する「真鶴桜」とされてきたサクラは、川崎哲也氏が「マナズルザクラ」として記載発表したサクラと同一種のサクラと言える。クローン鑑定では、川崎哲也氏が真鶴より採取して増殖させたものを継承した公益財団法人日本花の会から割譲されたとの来歴をもつ供試個体と、貴船神社の真鶴桜が同一のクローンであった。一方、原記載に示された形質と貴船神社の真鶴桜との形態比較では、川崎（1961）の記載文に示される形態と、貴船神社の「真鶴桜」との間で、花梗の毛の有無において形態形質の完全な一致が見られず、「マナズルザクラ」と同定する根拠が十分ではなかった。しかし、原記載論文中に示される補足の説明文には「半島内に自生しているこれと同種と思われるものの中には花梗に毛のない個体もみられる。」とあり、この補足説明も踏まえれば、「マナズルザクラ」は花梗の毛については種内変異を有するものであり、形態比較においても貴船神社の真鶴桜は川崎（1961）の「マナズルザクラ」と同一と考えて矛盾がない。

貴船神社の真鶴桜は、川崎氏の発表時に植栽されていた「マナズルザクラ」と同一株であるかはわからない。

貴船神社の真鶴桜について、川崎（1961）では『貴船神社境内に栽植されている大木』と

している。一方、2023年現在では、ただ1本が確認されるのみであるが、少なくとも現在生育している樹幹は、10 m程度（急斜面に斜めに生育しているため、樹高ではなく根元から頂部までの長さ）、胸高径にして30 cm程度であり、一般に大木とされるような大きさではないため、60年前に大木として存在していたとは考えにくい。ただし、当該のサクラの木はマナズラとして老成している印象も受け、また根元付近の様子からは老株からのシュート成長由来の可能性も考えられるため、川崎（1961）で示された60年前の大木の主幹が何らかの理由で損失した後に、若枝として現在の主幹が発生した経緯を持つ同一株の可能性もある。したがって、貴船神社の真鶴桜が、川崎（1961）で示された貴船神社の植栽木と同一株であるかは不明である。

「マナズラは真鶴半島に自生していたもの」との説明は適切。原記載において、「マナズラ」は『貴船神社境内に栽植されている。』とあるが、続けて『これと同種と思われるものは、神社のものほど大木ではないが半島内ではところどころに自生しているので、神社のものも恐らく附近の山から移したのではないと思われる。』との記述があり（川崎哲也 1961）、貴船神社境内にあるものは自生ではないことが示唆されているものの、「マナズラは真鶴半島に自生していたもの」との説明は適切と考えられる。

『真鶴桜』の名称で栽培・流通しているサクラには川崎（1961）が記載した「マナズラ」とは異なるサクラが含まれている。

DNAクローン鑑定の結果、『真鶴桜』として集めた各地のサクラのうちに、川崎哲也氏が記載した「マナズラ」とは同一のクローンではないものが含まれていたことが明らかになった。このことから、現在『真鶴桜』として知られている桜は、ルーツの異なる桜を総称している可能性がある。今後、『真鶴桜』『マナズラ』を活用した施策や地域活動が行われる際には、このことに留意する必要がある。具体的には、カタログ上の名称や商品名称によって「マナズラ」を確認するのではなく、貴船神社の「マナズラ」からクローン増殖したものか、川崎（1961）の言う「マナズラ」であることを今回行われたクローン鑑定の結果、同一クローンと鑑定されたものに由来することを、その来歴等も含めて確認すべきである。

「マナズラ」を発見したのは牧野富太郎とする説には根拠がない。インターネット等で、「真鶴桜」「マナズラ」を発見したのは牧野富太郎との言説が散見されるが、そのことを示す、牧野富太郎ならびに「マナズラ」発表者の川崎哲也の手による記録は見つかっておらず、少なくとも現在のところ、確たる根拠のない言説と指摘せざるを得ない。

また、今回の調査を踏まえた結果から、明確に真鶴町内に自生しているマナズラだと判断されたのは貴船神社の1本のみである。マナズラを町として保護、活用していくかは検討中である。

■ 文責

本報告書は真鶴町がとりまとめた。なお、報告書中、調査の目的、調査の内容、総論・まとめの項は、神奈川県立生命の星・地球博物館の主任学芸員の大西亘が町からの依頼に基づき執筆

し、真鶴町が内容を確認した。

■ 謝辞

本研究にご協力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。本調査にあたり、貴船神社、高知県立牧野植物園、練馬区立牧野記念庭園、埼玉県立花と緑の振興センターにサンプルの提供をいただいた。国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所の勝木俊雄博士には、貴重なご助言をいただいた。ここに記し、深く感謝申し上げます。

■ 引用文献

川崎哲也, 1961. 真鶴産サクラ類 (2). 植物研究雑誌 36(5) 169-175.

神奈川県植物誌調査会編, 2018. 神奈川県植物誌2018 電子版. 1803pp. 神奈川県植物誌調査会, 小田原.

※ 本報告書参照上の注意

本報告書の引用・参照の際は出典を明示すること。出展の例を以下に示す。

真鶴町 (2025) 真鶴貴船神社境内に生育するマナズルザクラについての調査報告書.

●添付資料本報告書には、添付資料として、① 貴船神社の真鶴桜の生育状況写真、② 各地の「真鶴桜」のクローン鑑定書の全部のコピー、③ 形態比較のために参照した、各地の「真鶴桜」のさく葉標本写真を添付する。